

**【1】自治体の基本的あり方について**

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【企画政策課】

**【回答】**

**今後も引き続き、住民の最も身近な基礎自治体として、市民の皆さまが望まれるサービスの提供に努めていきます。**

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【収納課】

**【回答】**

**滞納整理機構に対し、徴収事務の移管を行っていません。また、今後も参加する予定はありません。**

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

**【回答】**

**春日井市では、児童手当等の差押え禁止財産の差押えは行っていません。**

**また、財産調査などから滞納者の納付資力を適切に判断し、納付資力がない者については納税猶予や換価猶予、滞納処分停止を行っています。**

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。****1. 生活保護について**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【生活援護課】

**【回答】**

**春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。相談者の生活状況を可能な限り的確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めていますが、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。**

**また、扶養義務者がいる場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援が可能か照会しますが、扶養義務者がいることをもって直ちに不受理とはしません。**

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【生活援護課】

**【回答】**

**生活扶助基準の見直し（前回は平成20年度）は、社会保障審議会・生活保護基準部会における検証結果を踏まえて厚労省が実施したものであり、法定受託事務として執行する市にとって、基準以上のことはできません。法に基づき、適切に対応しています。**

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【生活援護課、市民税課、保険医療年金課、介護保険課、障がい福祉課、学校教育課】

**【回答】**

**生活保護基準引き下げにより影響を受ける各種制度に対し、国は就学援助、保育料減免、児童養護施設等の運営費等については、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方としています。一方、地方単独事業については、その趣旨を理解した上で各自治体において判断するように依頼するという考え方を示しています。**

す。

市では、小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業については、引き下げによる影響が生じないよう、制度の見直しを実施しました。

また、個人市民税の非課税の範囲となる所得金額については、地方税法施行令第47条の3で定める基準に従うこととされています。この定めでは、生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分ごとに、同法の生活扶助、教育扶助及び住宅扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が該当した級地区分に係るものに乗じて得た金額を参照して定めるものとされています。したがって、生活保護費の引き下げにより総務省令で定める率が下がった場合、個人市民税の均等割の非課税の基準となる合計所得金額も引き下がることになります。個人市民税の非課税の範囲となる所得金額の引き下げについては、総務省令で定める率の引き下げ（現時点では未定）を受け、近隣市町村及び同規模市の対応を調査し検討していきます。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【生活援護課、人事課】

【回答】

春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。威圧的な態度を取ったり、警察OBであることを相談者に明らかにしたりすることはありません。

- 新⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【生活援護課】

【回答】

平成27年度から実施する「生活困窮者自立支援事業」は、直営実施の方向で進めています。面接相談の結果、保護の必要性が認められ、申請の意思がある相談者には、生活保護の受給手続きを紹介します。

## 2. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

- 改①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【介護保険課、財政課】

【回答】

介護保険料については、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に負担能力に応じて設定されております。平成27年度からの第6期については、基金の取り崩しにより、基準額の急激な上昇を抑制する方向で検討を進めています。また、市民税本人課税層への保険料率の激変緩和措置及び保険料区分の他段階設定を行い、所得区分を8段階から10段階としています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

【回答】

介護保険料については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合には、減免を行っています。

### (2)基盤整備について

- ★新①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢福祉課、介護保険課】

【回答】

施設・居住系サービスについては、平成26年4月に、小規模特別養護老人ホーム、

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所が開所しています。

また、平成 26 年度は、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの整備を行っています。

今年度策定する平成 27 年度から 29 年度の計画である第 6 次春日井市高齢者総合福祉計画では、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などについて、整備目標を設定し、社会福祉法人等による施設・居住系サービス等の整備を支援していきます。

改②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

#### 【介護保険課】

##### 【回答】

地域包括支援センターについては、人口規模や地域のバランスを考慮して設置されており、市はその責任主体として、地域包括支援センターの運営について適切に関与しています。

平成 26 年度は、市内の地域包括支援センターにおける人員を平成 25 年度から 9 人増とし、委託料についても当該人件費分を増額することで、体制の強化を図っています。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

#### 【介護保険課、企業活動支援課】

##### 【回答】

平成 24 年度以降、介護職員処遇改善加算により、介護職員の賃金改善が図られているところです。また、市内に事業所のある中小企業者に対しては、中小企業大学瀬戸校、国、県、商工会議所等が実施する研修等について、受講料の 50%（上限 10 万円）の研修事業助成を行っています。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

新①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス（ヘルパーなど）を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

#### 【介護保険課】

##### 【回答】

平成 27 年度以降の要支援者に対する介護サービスについては、地域の実情を踏まえ、今後検討を進めていきます。

新②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

#### 【介護保険課】

##### 【回答】

「新しい総合事業」の実施については、国・県及び周辺自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めてまいります。

新③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

#### 【介護保険課】

##### 【回答】

要介護状態区分は、介護保険法第 27 条第 5 項の定めにより、厚生労働大臣が定める基準に従い、認定審査会が判定して市町村へ通知することとされています。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

#### 【高齢福祉課】

##### 【回答】

助成の受けられる配食サービスによる安否確認や、介護認定前の高齢者を対象に高齢者生活支援ホームヘルプサービスでは買い物や調理、洗濯などの家事支援を実施し

ております。また、ひとり暮らし高齢者に友愛電話訪問、緊急通報システムの設置を行っています。

改イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【交通対策課、障がい福祉課、高齢福祉課】

【回答】

かすがいシティバス「はあとふるライナー」では、障がい者、障がい者等付添い人の運賃を無料としているほか、75歳以上の高齢者は通常運賃の半額の100円とされています。また、障がい者手帳の等級に応じて、自動車燃料利用券（ガソリン券）、タクシー利用券又はリフト付タクシー利用券を支給しています。

高齢者生活支援ホームヘルプサービスでは、買い物や散歩の見守りを行っています。

改ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【高齢福祉課】

【回答】

老人憩いの家を市内15カ所、ふれあいの家を市内32か所に設置し、地域団体への指定管理により運営しております。

改エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【住宅施設課】

【回答】

現状では、全ての住宅において、1階通路へのスロープを設置し、平成18年度以降に整備した住宅につきましては、玄関戸は引戸で、僅少な段差になるように施工しました。さらに、3階建以上の住宅には、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図りました。

今年度につきましては、市営住宅の基本指針である「春日井市市営住宅総合再生計画」に基づき、下原住宅の建替に向けて、実施設計の委託を行い、準備を進めています。

この住宅は、老朽化した木造住宅の集約を図り、高齢化した入居者等誰もが快適に使用できるように共用部、住戸部を含めバリアフリー化を図り、高齢者世帯も安心して暮らせるように整備をしてまいります。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【高齢福祉課】

【回答】

配食サービスは、週4回実施しております。1食当たり300円の助成金を受ける自己負担260円から配食サービスを受けることができます。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【介護保険課】

【回答】

平成19年10月より、住宅改修及び福祉用具購入について受領委任払い制度を開始しています。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。 【介護保険課】

【回答】

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請

書」を自動的に個別送付してください。

【介護保険課】

【回答】

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年1月に障がい者控除対象者認定書を一括発送しています。

### 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療年金課】

【回答】

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療年金課】

【回答】

中学校3年生まで入院医療・通院医療について助成を行っていますが、現在のところ18歳まで対象年齢を拡充することは考えておりません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療年金課】

【回答】

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方については、全疾患を医療費助成の対象とし、入院医療費は全額、通院医療費は2分の1に相当する額を助成しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療年金課】

【回答】

後期高齢者医療被保険者で、身体・知的障がい者など、母子・父子家庭、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者)が医療機関などで受診した場合には、入通院に係る医療費の自己負担分を助成しています。

また、本市では、県制度よりも対象を拡充して、非課税である独り暮らし高齢者、自立支援医療(精神通院医療)受給者を助成対象としています。

### 4. 子育て支援などについて

①妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【子ども政策課】

【回答】

平成23年度に、子宮頸がん検査やクラミジア検査、HTLV-1検査等が追加されて妊娠期に必要な健診項目を充実させながら出産までの健康管理を図っているところです。

産後健診の助成については、今後の動向を見守っていきます。

改★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

【回答】

春日井市では、就学援助の認定対象者数が、平成20年度1,188人、平成21年度1,356人、平成22年度1,487人、平成23年度1,515人、平成24年度1,811人、平成25年2,041人と、ここ数年は10%程度の割合で認定対象者数が増加しています。

これに伴い、平成 18 年度からの準要保護者に対する国庫負担の廃止以降、市の財政的負担が急速に増加する中で、就学援助の内容を据え置き、制度が後退することのないよう努めてきました。現状では、本市の認定基準は近隣市町と比較しても決して低いと認められず、認定基準を緩和することは検討しておりません。また、今年度は前年度に引き続き生活保護基準引き下げ以前の基準により認定を行うことにしました。

また、年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しています。

**改③**憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。 【学校給食課】

【回答】

学校給食費は、給食の材料代の対価として保護者に負担していただくことから、無料とすることは考えておりません。給食費未納により給食の提供を停止することはしていません。

**新★④**児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。 【保育課】

【回答】

市は、子ども・子育て支援法第 34 条第 3 項の規定に基づき、「春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準」を条例で定め、施設型・地域型給付に係る施設の確認を行うとともに、あっせん・調整、指導監督等により、それぞれの施設において、適切に教育・保育がされるよう努めます。

また、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、「春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を条例で定め、この基準に従い、地域型保育事業の認可を行い、最低基準を向上させるよう努めるなど保育事業者に対し施設等によって受ける保育に格差を生じさせることのないよう努めます。

## 5. 国保の改善について

**★①**国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【保険医療年金課】

【回答】

国民健康保険制度の安定的な維持・運営を図る中で、財政運営リスクの低減を目的とした国民健康保険制度の都道府県単位化の推進については、必要と考えています。

**★②**保険料(税)について

【保険医療年金課】

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせずに看過することはできません。平成 20 年 4 月には、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者への義務化など、医療制度が改定されたことから、税率の見直しを実施し、平成 24 年 4 月からは課税限度額の引き上げを実施しました。

また、平成 25 年度においては累積赤字の膨張を防ぐため、税率の見直しをしたところです。所得の少ない世帯へは、「7・5・2割軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

【保険医療年金課】

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して、実施しています。また、短期証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日(～PM7:00)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けるとともに加入者の生活実態などを把握する中で、滞納者への対応を実施しているところでありますので、ご理解ください。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

無保険者の調査の実施については、現在予定していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【保険医療年金課】

【回答】

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1～1.2倍までを減額とする取り扱いを実施しています。また、市ホームページについては、平成25年4月に更新し、詳しい内容を掲載しており、納税通知書にも平成25年度より制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

## 6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【障がい福祉課】

【回答】

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法によって定められており、応能負担が原則です。

本市においては、国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【障がい福祉課】

【回答】

障がい福祉サービス及び地域生活支援サービスにおいては、障がい者が生活する環

境を考慮し、移動支援については余暇利用も含めた時間を支給決定しております。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【障がい福祉課】

【回答】

移動支援は、障害者総合支援法で定められている行動援護に準じているため、通所・通学には利用できません。ただし、経路習得など、訓練のために一時的に必要な移動支援については、期間を限定して利用できます。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【障がい福祉課】

【回答】

本市では、要介護5の認定を受けている方については、訪問系サービスの利用をしていただけます。また、就労訓練等、日中の活動場所については要支援や要介護が認定されても、障がい特性に応じたサービスを選択し、利用していただくことができます。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【介護保険課】

【回答】

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護を利用する場合に利用者負担額の全額を免除する制度があります。

新★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【障がい福祉課、介護保険課】

【回答】

いずれも本来は医療機関の院内スタッフにより対応すべきですが、通院時の院内介助については、介助を必要とされる方の心身の状態等を鑑み、個別に状況を判断して認める場合があります。入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法で認められておりません。

新★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【障がい福祉課】

【回答】

独自の補助は予定していません。

## 7. 予防接種について

改①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康増進課】

【回答】

現在、国において、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタについて、定期接種化の検討が進められていますので、その動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めてまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。 【健康増進課】

【回答】

平成26年度においては現行制度を継続します。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【健康増進課】

【回答】

愛知県の実施する助成制度の対象者に加えて、妊娠を希望する経産婦、妊娠を希望する女性の夫や妊婦の夫についても接種費用の助成対象としておりますので、助成額

を変更する予定はありません。

＜助成額＞

風しんワクチン：上限 3,000 円（生活保護受給者 6,000 円）

麻しん風しん混合ワクチン：上限 5,000 円（生活保護受給者 10,000 円）

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【財政課】

【回答】

本市では、財政制度に関する要望は、その都度内容を検討のうえ、市長会等を通じて行ってまいります。

②年金 2.5% 切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の 3.3 万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【保険医療年金課】

【回答】

全国都市国民年金協議会を通じ、制度の充実と事務の円滑な推進を図るため、無年金者、低所得者等について、国の施策として救済・改善措置を実施することを要望しています。

改③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【介護保険課】

【回答】

国への要望等は考えていません。

改④子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【保険医療年金課】

【回答】

この内容について、国への要望等は考えていません。

新⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。【医事課、保険医療年金課】

【回答】

国への要望等は考えていません。また、春日井市民病院では、入院時の食事療養費等は、健康保険法や診療報酬等、国の定めに従い、入院患者の容態にあわせ、保険者や患者さんへ適正に請求しております。

新⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【障がい福祉課】

【回答】

当市で回答できるものではありません。

新⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【介護保険課】

【回答】

国への要望等は考えていません。

新⑧受給者のいのちを削る平均 6.5% の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【生活援護課】

【回答】

生活扶助基準の見直しは、社会保障審議会・生活保護基準部会における検証結果を踏まえて厚労省が実施したものであり、この内容について、県への要望等は考えていません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

**新**①国民健康保険への県の補助金を復活してください。

**【保険医療年金課】**

**【回答】**

この内容について、県への要望等は考えていません。

**新**②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

**【健康増進課】**

**【回答】**

地域医療ビジョン策定時に、県から市の意見を求められた場合には、内容を精査した上で、必要に応じて意見の提出を検討してまいります。

以上